



河内町公示第21号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）を策定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和7年3月31日

河内町長 野澤良治



1 地域計画を策定した地域名

- 1) 生板地区
- 2) 源清田地区
- 3) 長竿地区
- 4) 金江津地区

2 縦覧場所

河内町役場農政課

河内町ホームページ

※窓口における縦覧の場合は、平日の午前9時から午後5時まで